

口座振替割引契約

(特約料金表)

平成29年8月1日実施

関西電力株式会社

1 適用

この口座振替割引契約料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 特約種別

この料金表の特約種別は，口座振替割引契約といたします。

3 適用条件

料金表の時間帯別電灯（平成29年8月1日実施。以下「時間帯別電灯」といいます。），はぴeタイム（平成29年8月1日実施。以下「はぴeタイム」といいます。），季時別電灯P S（平成29年8月1日実施。以下「季時別電灯P S」といいます。）または低圧総合利用契約（平成29年8月1日実施。以下「低圧総合利用契約」といいます。）として電気の供給を受けるお客さまで，この料金表実施の際現に料金表の口座振替割引契約（平成28年4月1日実施。）の適用を受けており，この料金表実施以降も引き続き，次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能である場合に，当分の間，適用いたします。

- (1) お客さまが指定する金融機関口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。ただし，当社が，口座振替の結果を当社所定の様式により毎月継続して郵送でお知らせする場合を除きます。
- (2) 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。
- (3) 前月の検針日において，支払われていない料金（当該検針日に支払義務が発生する料金を除きます。）がないこと。

4 契約の成立

口座振替割引契約は、お客様の申込みを当社が承諾し、かつ、お客様の指定する金融機関が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

5 料 金

(1) 各月の料金は、前月の料金を3（適用条件）に定める支払方法により支払われた場合には、時間帯別電灯、はぴeタイム、季時別電灯P Sまたは低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から(2)の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、前月に契約種別の変更があった場合は、割引いたしません。

(2) 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、時間帯別電灯、はぴeタイム、季時別電灯P Sまたは低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

1 契約につき	54 円 00 銭
---------	-----------

6 そ の 他

この料金表に定めのない事項については、時間帯別電灯、はぴeタイム、季時別電灯P Sまたは低圧総合利用契約に定めるところによるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、平成29年8月1日から実施いたします。